

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

第二期中期目標（案）

目次

中期目標の基本的な考え方

- 1 中期目標の期間
- 2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 高齢者の特性に配慮した医療の確立と提供
 - ア 三つの重点医療の提供体制の充実
 - (ア) 血管病医療
 - (イ) 高齢者がん医療
 - (ウ) 認知症医療
 - イ 急性期医療の取組（入退院支援の強化）
 - ウ 救急医療の充実
 - エ 地域連携の推進
 - オ 安心かつ信頼できる質の高い医療の提供
 - (ア) より質の高い医療の提供
 - (イ) 医療安全対策の徹底
 - カ 患者中心の医療の実践・患者サービスの向上
 - (2) 高齢者の健康の維持・増進と活力の向上を目指す研究
 - ア トランスレーショナル・リサーチの推進（医療と研究の連携）
 - イ 高齢者に特有な疾患と生活機能障害を克服するための研究
 - ウ 活気ある地域社会を支え、長寿を目指す研究
 - (ア) 安心して生活するための社会環境づくりへの貢献
 - (イ) 災害時における高齢者への支援
 - エ 先進的な老化研究の展開・老年学研究におけるリーダーシップの発揮
 - オ 研究成果・知的財産の活用
 - (3) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成
 - ア 法人職員の確保・育成
 - イ 次代を担う医療従事者及び研究者の養成
 - ウ 地域の医療・介護を支える人材の育成
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - (1) 地方独立行政法人の特性を活かした業務の改善・効率化
 - (2) 適切な法人運営を行うための体制の強化
- 4 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 収入の確保
 - (2) コスト管理の体制強化
- 5 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化）

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター第二期中期目標（案）

中期目標の基本的考え方

東京都は、平成21年度に地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）を設立した。その目的は、「高齢者の高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を発揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与すること」であり、法人は、大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担うことを理念に掲げている。

法人は設立以来、高齢者の死亡・要介護の主要な原因である血管病、高齢者がん及び認知症を重点医療と位置づけ、高齢者医療の充実に努めるとともに、多様な研究分野において、高齢者の健康維持・増進を目指す研究に取り組んできた。

また、より効率的・効果的な業務運営の在り方を追求し、地方独立行政法人であることの利点を活かした自律性の発揮に取り組んでいる。

今後、高齢者が急速に増加していく中で、高齢者が健康を維持しながら安心して生活できる社会をつくることは、都の高齢者施策における重要な課題であり、高齢者専門の病院・研究所として、高齢者を取り巻く様々な課題の解決に取り組む法人の役割は、ますます重要になっている。

このため、平成25年度から始まる第二期中期目標期間においては、第一期中に明らかになった課題等を踏まえつつ、重点医療のより一層の充実や救急医療の充実など、医療体制の強化を図るとともに、病院と研究所が一体化した法人である利点を発揮し、着実に研究成果をあげていくことが重要である。

また、法人には、これまで蓄積してきた高齢者医療及び老年学研究に関する実績を広く社会に還元するという使命があるが、高齢者が地域の中で質の高い生活を営むための仕組みづくりが求められる中で、これらの実績を地域において効果的に活用していくことも重要な役割であり、そのためには、関係機関との連携が不可欠である。

さらに、災害等を想定した近隣病院との日ごろからの協力関係の構築や、被災した高齢者の支援の在り方の研究など、東日本大震災を踏まえた新たな視点から、都民の安心につながる医療・研究に取り組むことも必要となっている。

経営面においては、平成25年度に新しい施設に移行することを契機として、新施設での新たな取組を経営基盤の強化につなげるために、業務運営の効率化や収入増の取組、

コスト管理の強化などに一層取り組んでいかなければならない。

法人がこれらの重要な課題に的確に対応し、都が設立した公的な医療・研究機関としての存在意義を高めていくため、都は、中期目標を作成し、法人に指示する。法人は、新施設において、医療及び研究を着実にを行うとともに、経営基盤の一層の強化に努め、中期目標の確実な達成に向け、不断の努力を積み重ねていかなければならない。

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 高齢者の特性に配慮した医療の確立と提供

高齢者の急速な増加に伴い、高齢者に対する医療体制の充実や高齢者の健康の維持・増進は、今後ますます重要になる。

また、高齢者が住み慣れた地域で、自立し安心して生活を営むために、医療と介護の連携や地域の仕組みづくりにより、高齢者を複層的に支える体制づくりが課題となっている。

法人の病院部門（以下「センター」という。）は、高齢者専門病院として、増大する医療ニーズに応えるため、高齢者の生活の質の確保や健康の維持・増進を目指した適切な医療を提供するとともに、高齢者の在宅療養を支える役割を担っていく。

ア 三つの重点医療の提供体制の充実

センターでは、血管病、高齢者がん、認知症を重点医療と位置付け、法人設立以来積極的に取り組んできた。がんは都内の高齢者の死亡原因の1位を占め、2位、3位は心疾患、脳血管疾患などの血管病であり、脳血管疾患は要介護の主要な要因ともなっている。また、何らかの認知症の症状を有する要介護高齢者の割合は、都内の高齢者人口の12.5%となっており、これらの疾患への適切な医療の提供は引き続き重要な課題である。

このためセンターは、三つの重点医療についての体制の強化に努め、法人の研究部門（以下「研究所」という。）との連携の成果を活かしつつ、適切な医療の提供を行っていく。

(ア) 血管病医療

- 血管病医療においては複数の診療科が密接に関連するため、診療科間の連携強化を図ることにより、高齢者の多様な症例に対応する医療体制を整え、個々の患者に適した治療を効果的に提供する。

- 研究所との連携により、血管病に関する医療の充実を図る。

(イ) 高齢者がん医療

- 高齢者の生活の質の維持・向上に配慮し、心身への負担の少ない治療を提供する。
- 治療の長期化や副作用など治療に関する不安を解消し、患者・家族が安心して療養生活を営む環境を整備するため、がん治療に関する相談体制の充実、チーム医療の推進、緩和ケアの実施など、がん医療の充実を図る。

(ウ) 認知症医療

- センターと研究所の連携による診断法・治療法の開発などにより、認知症医療の進歩に貢献する。
- 認知症疾患医療センターとして、センターが持つ高度な専門性や医療体制を活かし、地域における認知症医療の体制強化を推進する役割を果たす。

イ 急性期医療の取組（入退院支援の強化）

入院が長期化しやすい高齢者にとって、急性期に適切な治療を受けることは、早期回復を図る上で重要である。

- 多様な診療科から成るセンターの医療体制を活かし、複合的な疾患を持つ患者や重症度の高い患者などを積極的に受け入れ、適切な急性期医療を提供する。
- 退院後の生活の質を確保するため、入院時から患者が在宅療養に移行した後の生活を想定した支援を行い、患者の身体機能・認知機能の低下を防ぐ。
- 患者が退院後も質の高いケアを切れ目なく受けられるように、地域の医療機関等との連携を図り、患者が安心して在宅療養できる環境を整備する。

ウ 救急医療の充実

近年、高齢者が救急搬送される件数が増加しており、特に、75歳以上の後期高齢者が占める割合は大きい。今後高齢者が増加していく中で、二次救急医療機関としてセンターが果たす役割はますます大きくなる。

- 都民が安心できる救急医療の実現に貢献するため、救急専門部門の統括の下、救急患者を積極的に受け入れるための体制を強化する。
- 救急医療に関する都の施策の推進に貢献し、重症度の高い患者の受入に積極的に取り組む。

エ 地域連携の推進

- 地域の医療機関との連携により、治療法に関する情報等を共有し、疾病の早期発見・早期治療を目指す。
- 高齢者の在宅療養を支えるための地域の仕組みづくりにおいて、センターが

持つ高齢者医療の実績や専門性を活かし、高齢者が地域の中で安心して生活を営むための環境づくりに貢献する。

- 特に、医療と介護の連携については、地域の関連機関や隣接する介護施設との連携の仕組みを構築し、地域における医療・介護の連携モデルとして発信する。
- 災害時等の非常時に備え、日ごろから地域の医療機関等との協力関係を構築する。

オ 安心かつ信頼できる質の高い医療の提供

都民が安心し、信頼できる質の高い医療を提供していくことは、都が設立した公的な医療機関としての使命である。このためセンターは、質の高い医療の提供と医療安全の徹底をより一層推進していく。

(ア) より質の高い医療の提供

- 高齢者に特有の疾患に対応するため、重点医療のみならず各医療分野においても、高度専門医療の一層の充実を図る。
- 医師、医療技術職、看護師等の職員の専門性の向上、クリニカルパスの活用などにより、医療の質の向上に努める。
- 高齢者専門病院としての医療の質を表す指標を明確にし、その指標に基づき自らの医療を評価・検証することで、センターの強みを対外的に明らかにするとともに、対内的には、センターが目指す医療について職員の意識向上を図る。

(イ) 医療安全対策の徹底

- 都民から信頼される安全な医療を提供する体制を一層強化するため、医療事故防止対策及び院内感染防止対策を確実に実施する。
- 防止策の実施に当たっては、その効果を検証しながら、より有効な策を継続的に実施する。

カ 患者中心の医療の実践・患者サービスの向上

患者の満足度の高い医療を提供するためには、直接的な医療のみならず、患者の療養環境全般にわたる配慮が必要である。

- 相談体制の充実、患者の立場に立った接遇、患者アメニティの向上など、患者中心の医療及び患者サービスの一層の向上に取り組む。
- これらの取組が、患者の視点から見て信頼かつ満足できるものであるか、患者・家族の意見を踏まえながら絶えず検証を行っていく。

(2) 高齢者の健康の維持・増進と活力の向上を目指す研究

高齢者が急速に増加する中で、高齢者が心身の健康を維持し、自立した生活を継続

していくとともに、持てる力を発揮することで地域社会を支える担い手となることが期待されている。

このため研究所は、老年学専門の研究所として、老化メカニズムの研究、高齢者に特有の疾患に関する研究、高齢者の社会参加に関する研究など、多様な分野にわたる研究により、高齢者を取り巻く課題に総合的に取り組んでいく。

特に、病院と研究所が一体化した法人であることのメリットを活かし、研究成果を臨床応用につなげる取組を推進する。

また、研究所の取組・成果を積極的に公表し、都や区市町村などの施策に貢献することにより、公的な機関としての研究所の存在意義を、一層高めていく。

ア トランスレーショナル・リサーチの推進（医療と研究の連携）

- センターと研究所が共通の目的や課題認識の下に、様々な課題に取り組むため、組織体制の強化を図る。
- 法人内における共同研究等を推進するほか、外部研究機関等との連携により、研究の成果を臨床応用につなげる取組を推進する。
- 研究テーマや研究体制等について、社会の要請に応えるものであるか、臨床応用や実用化につながるものであるかという視点から検証を行い、必要に応じて柔軟な見直しを行う。

イ 高齢者に特有な疾患と生活機能障害を克服するための研究

- センターの重点医療に位置付けている血管病、高齢者がん、認知症などの、高齢者に特有の疾患に関する研究や、身体機能の低下など生活機能の障害に関する研究を推進し、高齢者の健康維持・増進に寄与する。

ウ 活気ある地域社会を支え、長寿を目指す研究

（ア） 安心して生活するための社会環境づくりへの貢献

- 高齢者の社会参加に関する研究や、高齢者の虚弱化の予防に資する地域の取組に関する研究を推進し、その成果を活かすことで、高齢者が孤立することなく、地域で安心して生活するための環境づくりに貢献する。

（イ） 災害時における高齢者への支援

- 被災した高齢者の孤立化の防止や、センターとの協働による健康管理など、災害発生時の支援のみならず、被災者に対する中・長期的な支援の在り方について研究を行う。

エ 先進的な老化研究の展開・老年学研究におけるリーダーシップの発揮

- 老化に関する基礎的な研究において、独創的な視点を取り入れ、老化メカニズムの解明や科学的根拠に基づく老化制御・健康増進への応用を目指す。

- 高齢者ブレインバンクの生体試料など、法人の重要な資産を有効に活用し、老年学研究や医学の発展に貢献する。
- 国内外の老年学関連学会において中心的な役割を果たし、老年学研究におけるリーダーシップを発揮する。

オ 研究成果・知的財産の活用

- 研究内容及び研究成果の公表、行政施策への提言を積極的に行い、研究所の存在意義をより一層高める。
- 研究の成果として得た新技術や技術的知見を実用化するため、特許等の取得に努めるとともに、取得後はその意義・有用性を積極的に広報し、使用許諾を促進する。

(3) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成

法人が都における高齢者医療及び研究の拠点として、高齢者の健康の維持及び増進に寄与するという目的を果たし、都民の期待に継続的に応えていくためには、職員の計画的な採用と専門性の向上に向けた人材育成が不可欠である。

また、高齢者の在宅療養を支える仕組みの構築が社会的な課題となっている中で、地域の医療・介護の質を確保するための人材の育成は、重要な問題である。

このため法人は、職員の確保・育成を計画的に行うとともに、次世代の高齢者医療・研究を担う人材の育成、地域の医療・介護を支える人材の育成に取り組んでいく。

ア 法人職員の確保・育成

- 質の高い医療・研究を継続的に行うため、都職員の派遣解消計画を踏まえ、法人固有職員の計画的な採用と専門性の向上に向けた育成を着実に行う。
- 人材確保については、研修医、看護実習生等に対する研修体系の工夫や専門性の向上を図る環境整備などにより、職場としての魅力の向上を図る。
- 法人の理念や必要とする職員像に基づき、すべての職種に関する人材育成カリキュラムの体系化を図る。

イ 次代を担う医療従事者及び研究者の養成

- 臨床研修医、看護実習生及び連携大学院の学生を積極的に受け入れ、法人が蓄積してきた高齢者医療・研究に関する高度な技術、成果等を次代に継承する。

ウ 地域の医療・介護を支える人材の育成

- 高齢者医療・研究における法人の実績、人材育成のノウハウを活用し、高齢者の在宅療養を支える人材の育成に貢献する。

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

法人には、地方独立行政法人として、今後もより効率的・効果的な方法により、その使命を果たしていくことが求められる。

このため、地方独立行政法人のメリットを十分に発揮するとともに、透明性・健全性の確保など、責任ある法人運営の強化を図る。

(1) 地方独立行政法人の特性を活かした業務の改善・効率化

- 地方独立行政法人であることのメリットを活かした自律性の発揮により、効果的・効率的な業務を推進するとともに、人員の確保、職員のモチベーションの向上などにつながる取組を行い、法人としての魅力・活力の向上を目指す。

(2) 適切な法人運営を行うための体制の強化

- 人事体系の構築、法人内の各組織の権限・意思決定プロセスの明確化、業務監査の実施による内部監査体制の強化など、内部統制の仕組みの充実を図る。
- 法人運営の透明性・健全性を確保するため、専門家等の法人外部からの意見を活用するとともに、業務実績や経営情報の公表など、積極的な情報公開に努める。
- 法令及び行動規範の遵守、倫理の徹底を図る。

4 財務内容の改善に関する事項

法人が事業を維持・発展させるためには、自律的な法人運営の基礎となる、安定した経営基盤を確立していく必要がある。

このため、収入の確保及びコスト管理の体制強化に取り組み、財務内容の改善を図っていく。

(1) 収入の確保

- センターにおいては、病床利用率の向上、患者の積極的な受入れ、適切な未収金対策など、病院としての基礎的な収入確保の取組を確実に行う。
- 研究所においては、共同研究や受託事業など外部研究資金の獲得に努めるとともに、組織体制の強化による研究成果の実用化に向けた取組の促進や、知的財産の積極的な活用を図る。

(2) コスト管理の体制強化

- 電子カルテデータやDPCデータなど、各種経営情報を用いた経営状況の分析を行い、コスト管理に効果的に活用する。
- 各部門において、費用をより効果的に活用するための目標設定とそれに基づく進行管理を行い、組織全体でコスト分析に基づくコスト管理に取り組むことで、より安定的な経営基盤の確立を目指す。
- 新しい施設・設備への移行を機に、業務の在り方を改めて見直し、コスト削

減に一層取り組む。

5 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化）

法人が安定的に業務を行うためには、組織全体で様々な視点から法人運営に係るリスク分析及びリスク管理に取り組むことが重要である。

- 個人情報について適切な管理を行い、事故防止対策を確実に実施する。
- 健全な業務活動を確保するため、職員の健康管理及び安全な職場環境の確保に取り組む。
- 震災や新型インフルエンザの発生等の非常時を想定し、法人内の危機管理体制のより一層の強化を図る。